

「かながわ高校生自転車ヘルメットフォトコンテスト」 作品募集要項

1 目的

通学等で自転車を利用する機会が多い高校生を対象とした、ヘルメットにかかるフォトコンテストを実施することで、高校生自身がヘルメット着用の必要性・効果に関する理解を深め、着用を実践してもらうとともに、交通安全運動等で入賞作品を活用することで、すべての県民に対する着用の促進につなげることを目的とします。

2 主催

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課

3 募集期間

令和6年7月22日（月）午前9時00分から
11月29日（金）午後5時15分（必着）まで

4 募集作品テーマ

ヘルメットの着用促進

5 応募資格

令和6年7月22日現在、神奈川県内在学・在住の高校生で Instagram のアカウントを持っている方

6 撮影要領

- (1) 撮影機材は問いません。
- (2) 縦方向で撮影し、編集ソフト、アプリ等により加工及び編集は自由とします。
- (3) 撮影前に交通ルールを確認し、道路交通法やその他の法令を遵守してください
- (4) ヘルメット着用時の撮影をする際は、正しく着用するようにしてください。
- (5) 最優秀作品は、B2サイズ（515mm×728mm）縦型にてポスターにしますので解像度200dpiから300dpiで撮影してください。

7 応募方法

- (1) Instagram の公式アカウント (@kanagawa.hs.helmet) をフォローしてください。
※非公開アカウントでの応募は無効となります。
- (2) 自転車に正しく乗車し、ヘルメットを正しく着用している写真を撮影してください。
※自転車ルールブック（神奈川県ホームページ）で確認してください。
- (3) キャプション（文章）に公式アカウント「@kanagawa.hs.helmet」、「#かながわ高校生ヘルメット」の2点を付けて写真を投稿してください。
- (4) 1人1回の応募とします。

8 著作権

- (1) 応募作品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、応募により主催者である神奈川県に帰属します。
- (2) 前項の規定にかかわらず、主催者は、著作者に対し、一定の条件のもと著作者が本作品を利用することを認めます。
- (3) 応募作品については、Web ページ、SNS、展示、制作するポスター等の媒体又は方法のいかんを問わず、主催者が必要と認める範囲内で任意に利用できるものとします。この場合主催者は、その目的の範囲内で応募作品を改変・編集できるものとします。
- (4) 入賞者については、上記著作権の取扱いについて、契約書の取り交わしを行わせていただきます。

9 審査

事務局が指定する審査員による審査を実施します。

なお、審査に関するお問い合わせ、審査結果の見直し請求は受け付けません。

10 表彰

- (1) 最優秀作品：1点 表彰状及び副賞 富士フィルム「チェキ」
- (2) 優秀作品：2点程度 表彰状及び副賞 HOHEM「スマホスタビライザー」
- (3) 入賞者には賞状及び副賞を授与し、最優秀作品はポスターを制作します。
ポスターは神奈川県内の公共施設等に配布して交通安全啓発に活用します。
- (4) 表彰式は、令和6年度中を予定します。
- (5) 不正等が発覚した場合は、表彰を取り消します。

11 結果通知

入賞者に対し、令和6年12月末（予定）までに、公式アカウントからダイレクトメール（DM）にて連絡します。

12 個人情報

- (1) 主催者は個人情報の保護法令を遵守し、本公募の応募者の個人情報を取り扱います。
- (2) 主催者は個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守し、個人情報を取り扱います。
- (3) 本募集の実施にあたり取得した個人情報は、受賞作品の発表、受賞に関する通知や賞品の発送、または応募状況の確認等、本件に関する事のみを使用します。
- (4) 取得した個人情報は、主催者にて管理し、本人の同意無しに第三者に開示・提供することはありません。（法令等により開示を求められた場合を除きます。）

13 注意事項

- (1) 道路交通法、その他の法令等に違反していると思われる写真は審査対象外とします。
- (2) 管理者等により立ち入りが禁止されている場所での撮影は審査対象外とします。
- (3) 公序良俗に反する写真は審査対象外とします。
- (4) 写真に写っているすべての方に必ず承諾を得てください。
- (5) 作品の不備（画質不良、不適切な表現等）があり、修正が必要な場合は、事務局から再投稿を依頼することがあります。
- (6) 応募方法及び撮影方法の要件を満たした投稿については、添付されているすべての写真を応募された写真とみなします。
- (7) 応募作品は令和6年1月1日以降に撮影された写真とします。
- (8) 入賞の際は、所属する学校等にご連絡させていただきます。
- (9) 入賞作品は、交通安全運動のポスター等で使用し、テレビ・新聞・ラジオ・ウェブサイト等を通じて紹介をする場合がありますので、個人の氏名、住居地が特定されることがないように十分確認の上、応募してください。
- (10) 主催者が応募された作品を使用したことにより、他人の権利を侵害し、それを理由に損害を被った場合は、主催者は応募者にその求償をする場合があります。
- (11) 結果通知時点で、フォローを外す等、応募要件を満たしていない場合は、入賞を無効とします。
- (12) 実施要綱及び賞品等について予告なく変更する場合があります。
- (13) 本コンテストの応募に関わるインターネット通信料、接続料は応募者の負担となります。
- (14) 応募をもって、応募者は本要項に同意したとみなします。
- (15) 応募要項に明記されていない事項については、主催者が最終的な決定権を持つものとします。
- (16) コンテストは、Instagramが支援・承認・運営・関与するものではありません。

14 その他

自転車ルールブック

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/cnt/f7110/bicycle.html>

(問い合わせ先)

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 西庁舎5階

神奈川県くらし安全交通課

自転車ヘルメットフォトコンテスト担当

電話 045-210-1111（代表） 内線 3553

メールアドレス kotuanzen@pref.kanagawa.lg.jp